

※この用紙はかかりつけの薬局・薬剤師にお渡しください。

こちらの用紙は後期高齢者医療制度の被保険者の皆様が、お薬に関しての相談を行っていただく際に、適切な対応を行っていただくために同封しております。薬局・薬剤師にご相談の際は、「届いた封筒と書類一式」と「お薬手帳」をお渡しいただきますようお願いいたします。

本通知を持参した被保険者様にご対応いただく薬剤師の皆様へ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は岩手県後期高齢者医療広域連合の保険事業運営に格別なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。当広域連合では、多剤・重複服薬に加え、飲み合わせで確認が必要な方へ本通知を送付し、医師・薬剤師にご相談いただく事業を実施しております。つきましては、被保険者様が本通知を持参された際には、下記をご覧ください、対応を行っていただきますとともに、対応いただいた場合には、裏面「服薬相談についての報告書」に必要事項を記載のうえ、岩手県薬剤師会事務局にFAX送信または二次元コード、URLより回答フォームに入力いただきますようお願い申し上げます。

【後期高齢者医療制度の被保険者様が来局された際のご対応のお願い】

- 1 被保険者様が「服薬情報のお知らせ」を持参された場合は、「服薬情報のお知らせ」に令和7年7月の服薬内容や確認が必要な薬品名が記載されていますので、現状を踏まえて、必要な指導を行う等、適宜対応願います。
- 2 対応する中で、被保険者様宅への訪問が必要と判断された場合には、被保険者様の同意を得たうえで、在宅訪問について検討(医師への提案を含む)するなど、課題解決に向けた取り組みをお願いいたします。
- 3 被保険者様に対応した結果について、裏面の「服薬相談についての報告書」を、岩手県薬剤師会事務局にFAX送信または二次元コード、URLより回答フォームに入力をお願いいたします。

※被保険者様に対応した都度、随時、報告書のFAX送信、回答フォームへ入力をお願いします。報告期限は、令和8年2月28日(土)となります。

※被保険者様へ送付した通知書に本用紙を同封しておりますが、当広域連合のHPからも用紙をダウンロードすることができます。

<https://iwate-kouiki.jp/category/system/oshirase/>

(お知らせ【「重複・多剤投薬者訪問指導等事業」(適正服薬)について】からダウンロードできます。)

以上